

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
整備新幹線整備事業資金繰入基準

平成15年10月1日機構規程第113号
平成17年4月1日機構規程第2号
平成17年4月27日機構規程第13号
平成20年3月26日機構規程第60号
平成22年11月18日機構規程第59号
平成24年6月29日機構規程第9号
平成29年3月30日機構規程第87号
令和3年3月31日機構規程第104号
令和3年4月1日機構規程第8号

(通則)

第1条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。

）が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号。以下「機構法」という。）第17条第3項に基づき実施する整備新幹線整備事業資金（以下「整備新幹線資金」という。）の繰り入れは、機構法及び同法施行令（平成15年政令第293号）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるもののほか、この繰入基準の定めるところによる。

(目的)

第2条 機構は、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）による新幹線鉄道（新幹線鉄道規格新線及び新幹線鉄道直通線を含む。以下同じ。）に係る鉄道施設の建設に関する事業を行うにあたり、国土の均衡ある発展を図る目的から当該事業に要する費用に充てる資金の一部について整備新幹線資金を助成勘定から建設勘定に繰り入れるものとする。

(定義)

第3条 この繰入基準において、「一体施工者」とは、整備新幹線駅及びその周辺に公共・公益的な施設を設置することを計画し、その施設と整備新幹線駅施設の全部又は一部を一体的に整備合築しようとする者をいう。

2 この繰入基準において、「一体施工部分」とは、一体施工者が設置しようとする公共・公益的な施設と一体的に整備合築することが適当と判断された整備

新幹線駅施設の全部又は一部をいう。

- 3 この繰入基準において、「整備新幹線駅緊急整備事業」とは、機構及び一体施工者の申請に基づき、一体施工部分を先行的に整備することを国土交通大臣（以下「大臣」いう。）が認定した事業をいう。

（整備新幹線資金の繰入及び整備新幹線資金繰入の額）

第4条 整備新幹線資金繰入対象は、機構法第12条第1項第1号に規定する新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業で別表1に掲げるもの（以下「対象事業」という。）とする。

- 2 整備新幹線資金繰入対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表2に掲げるとおりとし、整備新幹線資金繰入額の算定方法は別表3に掲げるとおりとする。

（申請手続）

第5条 機構の鉄道建設業務を掌理する副理事長（以下「副理事長」という。）は、整備新幹線資金の繰り入れを受けようとするときは、第1号様式による申請書を理事長に提出するものとする。

- 2 副理事長は、整備新幹線資金繰入決定額の変更を受けようとするときは、第2号様式による変更申請書を理事長に提出するものとする。

（整備新幹線資金の繰入決定の通知）

第6条 理事長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに審査のうえ整備新幹線資金繰入決定を行い、同条第1項の場合は、第3号様式による整備新幹線資金繰入決定通知書により、同条第2項の場合は、第4号様式による整備新幹線資金繰入決定変更通知書により、その旨を副理事長に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 副理事長は、整備新幹線資金繰入決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより、整備新幹線資金繰入申請を取り下げようとするときは、整備新幹線資金繰入決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出するものとする。

（計画変更等の承認）

第8条 副理事長は、次の各号に該当するときは、あらかじめ理事長の承認を受けるものとする。ただし、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線整備事業費補助繰入基準第8条に基づく承認又は届出がなされている場

合は、この限りでない。

イ 対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、大臣が整備新幹線整備事業費補助交付要綱第8条第1項において別に定める軽微な変更を除く。

ロ 整備新幹線資金繰入決定を受けた後の事情の変更による特別の事由が生じたため、当該事業の中止、又は、廃止しようとするとき。

この場合の申請書には、理由書を添付するものとする。

2 理事長は、前項の承認をする場合において必要に応じ整備新幹線資金繰入決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(状況報告)

第9条 副理事長は、対象事業の遂行状況について、理事長の要求があったときは、速やかに第5号様式による状況報告書を理事長に提出するものとする。

2 副理事長は、対象事業が整備新幹線資金繰入決定に係る機構の会計年度（以下「事業年度」という。）内に当該事業が完了しない見込であるときは、事業年度の3月10日までに理事長に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 副理事長は、対象事業を完了したときは、その日から1カ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに第6号様式による実績報告書を理事長に提出するものとする。

2 副理事長は、整備新幹線資金繰入決定に係る機構の事業年度が終了した場合には、翌年度の4月20日までに第7号様式による実績報告書を理事長に提出するものとする。

(額の確定等)

第11条 理事長は前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地審査等を行い、その報告に係る対象事業の実施の結果が整備新幹線資金繰入決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成勘定から建設勘定に繰り入れるべき整備新幹線資金の額を確定し、第8号様式により、副理事長に通知するものとする。

2 副理事長は、助成勘定から建設勘定に繰り入れるべき当該整備新幹線資金の額の確定通知を受けた場合において、既にその額を超える整備新幹線資金繰入を受けているときは、その超える部分の整備新幹線資金を建設勘定から助成勘定への繰り入れについて必要な手続きをとるものとする。

3 前項の整備新幹線資金の建設勘定から助成勘定への繰入期限は、当該整備新幹線資金の額の確定通知を受けた日から20日以内とし、期限内に繰り入れを

しなかった場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算して得た額を加えた額を繰り入れるものとする。

（整備新幹線資金の概算繰入請求）

第 12 条 副理事長は、整備新幹線資金の概算繰入を受けようとするときは、第 9 号様式による請求書を理事長に提出するものとする。

（財産の処分の制限等）

第 13 条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号又は第 5 号の規定により、理事長が定める取得財産等は、国土交通大臣が交付要綱第 13 条第 1 項において別に定める財産に準ずる。

2. 当該年度の補助対象事業の完了後、残存する機械及び器具等は、次年度以降における整備新幹線整備事業に継続して使用することができるものとする。
3. 第 1 項に定める取得財産等の処分を制限する期間は交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、国土交通大臣が別に定める期間に準ずる。

（収入の処理）

第 14 条 機構は、取得財産等を処分することにより収入があるときは、その収入に係る整備新幹線資金の負担率に乗じて得た額を整備新幹線資金の収入とし、翌年度以降の対象経費又は全国新幹線鉄道整備法施行令第 7 条第 2 項第 2 号に定める費用の支払に充当し得る収入として処理するものとする。

- 2 前項の対象経費又は全国新幹線鉄道整備法施行法第 7 条第 2 項第 2 号に定める費用の支払に充当し得る収入の内容は、整備新幹線整備事業に起因して受け入れる雑収入（土地貸付収入、施設貸付収入、建物等貸付収入等対象事業で取得した財産の貸付による収入は除く。）のうち鋼くず等の処分収入、財産処分収入等の雑収入とする。

（整備新幹線資金の経理）

第 15 条 機構は、対象事業についての収入支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して整備新幹線資金の使途を明らかにしておくものとする。

- 2 機構は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整備して、対象事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存するものとする。

（取得財産等に関する整理）

第 16 条 機構は、取得財産等に関する帳簿を備え、取得財産等の取得の状況及

びその累積額を明らかにしておくものとする。

(実施の細目)

第 17 条 第 8 条第 1 項第 1 号及び第 14 条の大臣が別に定める事項、その他交付要綱の実施細目に関して必要があるときは、鉄道局長が定めるところによる。

附 則

- 1 この繰入基準は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 前項に規定する適用の日前に交付決定が行われた交付金については、建設勘定に対して整備新幹線資金の繰入決定したものとみなし、法 17 条第 3 項を適用のうえ、この繰入基準の定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この繰入基準の一部改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この繰入基準の一部改正は、平成 17 年 4 月 27 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 前項に規定する適用の日前に繰入決定が行われた交付金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この繰入基準の一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項に規定する適用の日前に繰入決定が行われた交付金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この繰入基準の一部改正は、平成 22 年 11 月 18 日から施行し、平成 22 年度以降の整備新幹線資金に係る財産から適用する。

附 則

- 1 この繰入基準の一部改正は、平成 24 年 6 月 29 日から施行する。
- 2 前項に規定する適用の日前に繰入決定が行われた交付金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この繰入基準の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この繰入基準の一部改正は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

- 1 この繰入基準の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 対象事業

路 線 名	工 事 区 間	工 事 内 容	
北海道新幹線	新青森～新函館（仮称）	平成17年 4 月 27 日	工事実施計画認可の工事
	新函館（仮称）～札幌	平成24年 6 月 29 日	工事実施計画認可の工事
東北新幹線	八戸～新青森	平成10年 3 月 12 日	工事実施計画認可の工事
北陸新幹線	長野～金沢	(平成10年 3 月 12 日 工事実施計画認可の工事)	
	(長野～上越(仮称))		
	(上越(仮称)～富山)		
	(富山～金沢)	(平成17年 4 月 27 日	工事実施計画認可の工事)
	金沢～敦賀	平成24年 6 月 29 日	工事実施計画認可の工事
九州新幹線	博多～新八代	平成13年 4 月 25 日	工事実施計画認可の工事
	武雄温泉～長崎	平成24年 6 月 29 日	工事実施計画認可の工事

（注）工事内容には、全国新幹線鉄道整備法第 9 条及び附則第 1 1 項に基づく変更認可の工事を含む。

別表 2 対象経費

対象経費の区分	対 象 経 費 の 内 容
工 事 費	対象事業の整備新幹線の建設に要する工事費（管理費及び当該事業に係る建設勘定の借入に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する額を含む。）であつて、機構法第 1 7 条第 2 項の補助金又は機構法第 1 7 条第 3 項の都市鉄道整備事業資金、地域の負担額、一体施工者の負担額及び後年度繰入金充当収入を除く額（ただし、部外者からの委託による建設費は対象経費から除く。）。

（注）後年度繰入金充当収入とは、全国新幹線鉄道整備法施行令第 7 条第 2 項第 1 号に規定する後年度繰入金充当収入をいう。

別表 3 整備新幹線資金の額の算定方法

整備新幹線資金の額の算定方法
整備新幹線資金の額は、当該年度の対象経費から当該年度の新幹線貸付料の充当額（当該貸付けに係る鉄道施設に関する租税及び管理費を除く。）を差し引いた額と機構法施行令第 9 条第 1 項により定まる額の範囲内で理事長が定めた額のうちいずれか少ない額とする。

（注）貸付料とは、全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和 4 5 年政令第 2 7 2 号）第 7 条第 2 項に規定する国土交通大臣が定める額をいう。

第 1 号様式

第 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理 事 長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

副理事長

年度整備新幹線整備事業資金繰入申請書

年度における整備新幹線整備事業資金の繰入を受けたいので、独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線整備事業資金繰入基準（平成 1 5 年
1 0 月 1 日機構規程第 1 1 3 号）第 5 条の規定により、関係書類を添え、下記の
とおり申請します。

記

1 対象事業の目的及び内容

2 繰入申請額 円

3 対象経費に係る整備新幹線資金の額（別紙のとおり）

第1号様式 別紙

(単位：円)

[illegible]

(参 考)

年度整備新幹線整備事業実施計画表

区 分	工 事 区 間	延 長	計 画 額	備 考
工 事 費 〇〇新幹線 ⋮ 〇〇新幹線		km	円	〇年〇月〇日 工事実施計画認可の工事 ⋮ 〇年〇月〇日 工事実施計画認可の工事
計				

(注 1) 工事費には管理費を含む。

(注 2) 別紙様式の路線別実施計画内訳を添付すること。

(第 1 号様式 参考別紙)

年度整備新幹線整備事業計画内訳

(〇〇新幹線)

(単位：千円)

費 目			事業費	一 体 施 工 者		補助対象 事 業 費	貸付料等	繰 入 金	後 繰 入 金 充 入 度 収 入	補助金額	地 域 負担額	備 考
				負担率	負担額							
工事費	用 地 費	本 線 工 事 ※ 1										
		本 線 工 事 ※ 2										
		共 通 経 費										
	本工事費	本 線 工 事 ※ 1										
		本 線 工 事 ※ 2										
		共 通 経 費										
管 理 費		共 通 経 費										
計												

(注) 1. 対象となる管理費は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程第 3 0 条の規定により整備新幹線整備事業の建設部門に割掛けられる管理費とする。

2. ※ 1 欄には、本線工事のうち整備新幹線駅緊急整備事業に係る経費を除いた額を、※ 2 欄には、整備新幹線駅緊急整備事業に係る経費を記載する。

第2号様式

第 号

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理 事 長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

副理事長

年度整備新幹線整備事業資金繰入決定額の変更申請書

年 月 日付け 第 号をもって繰入決定の通知を受けた標記整備新幹線資金について、繰入決定額の変更を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更を必要とする理由

2 繰入金の額	繰 入 決 定 済 額	円
	今回繰入決定申請額	円
	計	円

3 対象経費に係る整備新幹線資金の額（別紙のとおり）

第2号様式 別紙

(単位：円)

対象経費の区分		事業費	国の補助金等	地域負担額	一体施工者の負担額	貸付料の充当額（租税及び管理費を除く。）	後年度繰入金充当収入	整備新幹線資金の必要額	整備新幹線資金の配分可能額	整備新幹線資金の配分額 I（G又はHのうちいずれか少ない額。）
		A	B	C	D	E	F	G=A-B-C-D-E-F	H	
工 事 費	繰入決定済額									
	今回繰入決定申請額									
	計									

(参 考)

年度整備新幹線整備事業実施計画変更表

区 分	工 事 区 間	延長	計 画 額	変 更 増 △ 減 額	変 更 後 計 画 額	備考
工 事 費 〇〇新幹線 ⋮ 〇〇新幹線		km	円	円	円	
計						

(注 1) 工事費には管理費を含む。

(注 2) 「計画額」欄には、今回以前に変更があった場合は、その変更後の計画額を記載する。

(注 3) 別紙様式の路線別実施計画変更内訳を添付すること。

(第2号様式 参考別紙)

年度整備新幹線整備事業計画変更内訳

(○○新幹線)

(単位：千円)

費 目			事業費	一 体 施 工 者		補助対象 事 業 費	貸付料等	繰 入 金	後 年 度 繰 入 金 充 当 収 入	補助金額	地 域 負担額	備 考
				負担率	負担額							
工事費	用 地 費	本 線 工 事※ 1										
		本 線 工 事※ 2										
		共 通 経 費										
	本工事費	本 線 工 事※ 1										
		本 線 工 事※ 2										
		共 通 経 費										
管 理 費		共 通 経 費										
計												

- (注) 1. 当初計画の数値等に抹線を付し、その上段に変更に係る数値等を記載する等により変更の内容が明らかになるように記載すること。
2. 対象となる管理費は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程第30条の規定により整備新幹線整備事業の建設部門に割掛けられる管理費とする。
3. ※1欄には、本線工事のうち整備新幹線駅緊急整備事業に係る経費を除いた額を、※2欄には、整備新幹線駅緊急整備事業に係る経費を記載する。

第 3 号様式

第 号

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

副理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理 事 長

年度整備新幹線整備事業資金繰入決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった標記整備新幹線資金については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線整備事業資金繰入基準（平成 15 年 10 月 1 日機構規程第 113 号。以下「繰入基準」という。）第 6 条の規定により、下記のとおり繰り入れすることに決定したので通知する。

記

- 1 整備新幹線資金の額 円
- 2 対象経費に係る整備新幹線資金の額は、 年 月 日付け 第 号で繰入申請書記載のあったとおりとする。
- 3 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 14 年法律第 180 号）、同法施行令（平成 15 年政令第 293 号）及び繰入基準の定めるところによる。

第4号様式

第 号

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

副理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理 事 長

年度整備新幹線整備事業資金繰入決定変更通知書

年 月 日付け 第 号をもって繰入決定額の変更申請のあった
標記整備新幹線資金については、下記のとおり繰入決定を変更したので通知する。

記

1	整備新幹線資金の額	繰 入 決 定 済 額	円
		今 回 繰 入 決 定 額	円
		繰 入 決 定 額 計	円

2 対象経費に係る整備新幹線資金の額は、変更申請のあったとおりとする。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理 事 長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

年度整備新幹線整備事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で整備新幹線資金繰入決定の通知を受けた標記事業の遂行状況について、独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線整備事業資金繰入基準（平成15年10月1日機構規程第113号）第9条の規
定により、下記のとおり報告します。

記

（単位：円）

対象経費 の区分	整備新幹 線資金の 配分額 A	年 月 末現在				残額の年度内実施見込額			整備新幹 線資金と の差額 H=A-D-G	整備新幹線資金の 配分額との差額の 内訳	
		整備新幹 線資金の 支出決定 済額 B	実績率 B／A	自己財 源充 当額 C	整備新 幹線資 金相当 額 D=B-C	整備新幹線 資金の支出 決定見込額 E	自己財源 充 当見込 額 F	整備新 幹線資 金相当 額 G=E-F		翌年度 見込額	その他
工 事 費											

（注1）「整備新幹線資金の支出決定済額B」及び「整備新幹線資金の支出決定見込額E」は、対象経費となる事業費に係るものを計上する。

（注2）「自己財源充当額C」及び「自己財源充当見込額F」は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線整備事業資金繰入基準第14条により処理した後の残余の額を記載する。

(参 考)

年度整備新幹線整備事業実施状況表

区 分	工事区間	延 長	計 画 額	実 施 額 (年 月 末 現 在)	進捗率	差引金額	左 の 実 施 見 込		
							年度内見込額	翌年見込額	その他
工 事 費 〇〇新幹線 ⋮ 〇〇新幹線		km	円	円	%	円	円	円	円
計									

(注 1) 工事費に管理費を含む。

(注 2) 「計画額」欄には、変更があった場合は、変更後の計画額を記載する。

第 6 号様式

第 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理 事 長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

年度整備新幹線整備事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で整備新幹線資金繰入決定の通知を受けた標記事業の完了実績について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線整備事業資金繰入基準（平成 1 5 年 1 0 月 1 日機構規程第 1 1 3 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

（単位：円）

対象経費 の区分	対象事業の実績（整備新幹線資金に係るもの）						整備新幹線資金の精算		
	整備新幹線 資金の配分 額 A	整備新幹線資 金の支出決定 済額 B	実績率 B／A	自己財源 充当額 C	整備新幹 線資金相 当額 D=B-C	差 引 不用額 E=A-D	精 算 繰 入金額 F=D	概算繰入 受領総額 G	差引整備新幹線 資金未受領（△返 還）額 H=F-G
工 事 費									

- （注 1）「整備新幹線資金の支出決定済額 B」は、対象経費となる事業費に係るものを計上する。
- （注 2）「自己財源充当額 C」は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線整備事業資金繰入基準第 1 4 条により処理した後の残余の額を記載する。

(参 考)

年度整備新幹線整備事業実施状況表

区 分	工 事 区 間	延 長	計 画 額	実 施 額	実施率	差 引 金 額
工 事 費 〇〇新幹線 ⋮ 〇〇新幹線		km	円	円	%	円
計						

(注 1) 工事費に管理費を含む。

(注 2) 「計画額」欄には、変更があった場合は、変更後の計画額を記載する。

第 7 号様式

第 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理 事 長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

年度整備新幹線整備事業年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号で整備新幹線資金繰入決定の通知を受けた標記事業の年度終了実績について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線整備事業資金繰入基準（平成15年10月1日機構規程第113号）第10条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

（単位：円）

対象経費 の区分	整備新幹線 資金の配分 額 A	年度内実施額				整備新幹線 資金の配分 額との差額 E = A - D	整備新幹線資金の配分額との差 額の内訳	
		整備新幹線資 金の支出決定 済額 B	実績率 B / A	自己財源 充当額 C	整備新幹線 資金相当額 D = B - C		翌年度実施額	そ の 他
工 事 費								

（注1）「整備新幹線資金の支出決定済額B」は、対象経費となる事業費に係るものを計上する。
（注2）「自己財源充当額C」は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構整備新幹線整備事業資金繰入基準第14条により処理した後の残余の額を記載する。

(参 考)

年度整備新幹線鉄道整備事業年度内実施状況表

区 分	工事区間	延長	計 画 額	年度内実施額	実施率	差引金額	翌年度実施額	その他	備考
工 事 費 〇〇新幹線 ⋮ 〇〇新幹線		km	円	円	%	円	円	円	
計									

(注 1) 工事費に管理費を含む。

(注 2) 「計画額」欄には、変更があった場合は、変更後の計画額を記載する。

第 8 号様式

第 号

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

副理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理 事 長

年度整備新幹線整備事業資金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって実績報告のあった 年度整備
新幹線整備事業資金については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
整備新幹線整備事業資金繰入基準（平成 1 5 年 1 0 月 1 日機構規程第 1 1 3 号）
第 1 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

確定繰入金額

円

第 9 号様式

第 号

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理 事 長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

副理事長

年度整備新幹線整備事業資金概算繰入請求書

年 月 日付け 第 号をもって繰入決定を受けた標記整備新幹線
資金については、下記のとおり概算繰入を受けたいので、独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構整備新幹線整備事業資金繰入基準（平成 1 5 年 1 0 月 1 日機
構規程第 1 1 3 号）第 1 2 条の規定により請求します。

記

- 1 整備新幹線整備事業資金繰入決定通知額 円
- 2 概算繰入請求額（第 回） 円
- 3 概算繰入請求額算出基礎

（単位：円）

対 象 経 費 の 区 分	整備新幹 線資金の 配分額	建設等に要す する資金の 額	概算繰入 可 能 額	前回までの概 算繰入累計額	今 回 概 算 繰入予定額
工 事 費					